

建設廃棄物処理の問題点とその対応策について(3)

名古屋建設廃棄物事業協同組合	正会員○村上達也
名古屋建設廃棄物事業協同組合	鈴木龍一
名古屋建設廃棄物事業協同組合	永井良一
名古屋建設廃棄物事業協同組合	神野悦夫

1. はじめに 建設廃棄物における種々の問題点について、その処理処分に関する契約形態の在り方や、発生する混合廃棄物の合理的な取扱等についてはすでに提言した。ここでは、建設廃棄物として最も特徴的な上砂を主体とする無機性汚泥の、処理処分における現在の問題点に着目し、その問題の本質について再検討するとともに、これらを適正に処理していくための方法について検討し、新たな知見を得たので報告する。

2. 研究方法 建設廃棄物に関わっている、発注者、排出者、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者からそれぞれの立場における建設汚泥に対する問題点を、聞き取り調査するとともに、これらの資料をもとにして、適正処理に対する現在の問題を解決するための方法を種々検討し、具体的な対応策を確立した。

3. 研究結果並びに考察 建設汚泥の発生と、その処理処分に関係する各担当者にたいする聞き取り調査の結果を総括してみると、次のようになる。まず、公共事業の発注者としての見解は、計画、設計、発注の各段階において、適正処理が可能のように、技術的、経済的な考慮は十分になされており、工事における汚泥の発生段階で、何らかの問題があるのではないかと考えられる。また、廃棄物に対しては、元請業者が直接携わり、法的な責任もここから発生し、すべて元請業者に任せられた形となっている。次に、排出者としての元請業者の見解としては、各廃棄物に対するそれぞれの許可業者を選定し、これらの業者に廃棄物の処理処分を委託しており、当然許可業者として適正に処理がなされていると考えている。収集運搬業者並びに中間処理業者は、建設汚泥の取扱いにおいて、他の廃棄物と大きく異なる点として、その発生量が現場の工事の進展につれて、変更になることが多く、契約段階において、その正確な発生量を把握することが難しいと共に、汚泥の物理的性状も変化するため、中間処理の効率性においても問題が多く、特に経済的に不利な状況になることがしばしばあると述べている。最終処分業者においては、建設汚泥はその含水状態の変化が特に激しく、また、添加剤の多様性やアルカリ成分の混入などによって、処分場内の他の部分にも影響を与え、処分場内の管理に大きく影響することが多々ある。このような、それぞれの立場における見解を得たが、まず発注者における技術的、経済的考慮は、必ずしも適正であるとは言えない。実際は廃棄物としての汚泥であるにもかかわらず、発注段階で残上扱いであったり、汚泥として発注されていても、現場における地質的状況の変化が、初期に予定した汚泥の量的質的状況と大きく異なり、計画通りの処理が不可能となり、結果的に不適正処理に移行せざるおえなくなるケースも多々ある。このことは、発注者が契約以後における廃棄物に対する管理と、その質的量的変化に速やかに対応できない点にある。また、建設物の本体に対する検査は、厳格に行われているが、そこから発生する廃棄物の処理処分に対しての管理は非常に甘く、重要視されていない傾向にある。これらのことから、廃棄物の発生期間中は、発注者が常に現場において、その状況を把握し、適切な対応ができる状況にあることが必要である。次に、排出者の見解については、処理業者が許可証を有するか否かに重点が置かれ、その業者の処理技術、処理能力等についての細かな検討はなされず、すべての法的責任も任せられた形となっている。また、処理処分を請け負った業者においては、契約時点における数量と廃棄物の質的な変化に対する金銭的な変更を認めてもらえないケースが多く、その結果常に経済的な危険性を抱えた状況に処理業者は置かれている。以上のような状況をもとに、これらの問題を解決する手段として、種々検討した結果、現在のマニフェストシステムを更に有効に利用することが、現段階においてもっとも合理的な対応策であるとの結論を得た。これに基づいて、現状のマニフェストを改良する形で、新たな

マニフェストの形式を考えた。ここに示したマニフェスト（表1）は、従来のものでは明記されていなかった、建設現場からの廃棄物のうち、法的に明らかに区分されている、一般廃棄物と産業廃棄物とを明確に区分すると共に、発注者の確認欄を設け、事前に廃棄物の処理過程を確認することができ、工事の進展に従って、廃棄物の中間処理場における処理状況、更に、リサイクルの状況と最終処分に対する確認までできるようになっている。このマニフェストを利用することにより、従来明確にされていなかった一般廃棄物と産業廃棄物との明確な分離処分が可能となると同時に、発生した汚泥に対する適正な処理が可能となる。これにより、廃棄物に携わったすべての関係者が責任を持つことができ、現在問題になっている、責任の不明確さもなくなり、また、発注者のもとに、廃棄物に関する記録を残すことも可能となる。更に、このマニフェストを利用することによって、発注者並びに排出者等において、リサイクル材の有効利用を計画的に実施することが可能となり、経済的効果も生むことが可能となるものと考えられる。

表1. 建設汚泥用マニフェスト

建設廃棄物マニフェスト(A票)										(排出事業者用)	
(所在地)		(作業所(現場)所在地・名称)				3015688914				(伝票作成) 19□□年□月□日	
(?) (作)		網羅								伝票番号	
(〒) (TEL)		伝票作成者		(所属)		検印					
				(氏名)		印		年 月 日			
発注者確認欄				排出時確認				D票返送確認			
事業者名								年 月 日			
所 属 担当者				印				印			
産業廃棄物の種類		重量又は容量		総重量又は総容量		形状		荷 容 ・ 数 量		廃棄物の特性	
1 汚 泥				(t・Kg・m³・ℓ)		1 固形状		1 バラ (本・袋・個)		PH	
2 廃プラ類						2 泥状		2 コンテナ		重金屬の有無	
3 建設廃材						3 液状		3 ドラム缶		1 有	
一般廃棄物の種類		重量又は容量		工 事 種 別		等				2 無	
1 紙くず・木屑											
2 缶・空瓶											
収集・運搬業者				受領印				中間処理・最終処分業者			
(所在地)								(施設所在地)			
(名 称)								(名 称)			
(〒) (TEL)				年 月 日				(〒) (TEL)			
積替・保管				1. 有 2. 無				処分方法			
収集・運搬								1 中間処理 2 埋め立て			
庫番番号								a 安定型 b 管理型			
発注時に於ける中間処理業者の処理能力確認欄											
中間処理施設の種類		産業廃棄物の種類		能 力		発注者確認		排出事業者確認			
脱水施設		汚 泥		m³/日		印		印			
天日乾燥		汚 泥		m³/日							
中 間 処 理 後 の 処 分											
1 最終処分(管理型埋め立て)		%処分先()		3 再生利用()		% ()					
2 再生利用()		% ()		4 その他		% ()					

4. 結論 建設廃棄物の処理処分において、現在もっとも問題となっている建設汚泥について、その問題の原点について種々検討した結果、処理処分における技術的な問題よりもむしろ法の運用段階において廃棄物としての認識の甘さに問題のあることが明らかとなった。そこで、この問題を解決するための手段として、現在すでに実施されている、マニフェストを改良して使用することにより、適正処理の推進を図ることが可能であるとともに、そうすることが最も合理的であるとの結論に達し、そのための「建設汚泥用マニフェスト」を新たな視点から作成した。このようなマニフェストの利用が義務付けられれば、現在の法に対する改正や、新たな基準を設けることなく、適性な建設汚泥の処理を実現することができるものと判断される。